

第 90 号

県民を振り込め詐欺被害から守る条例の一部を改正する条例の制定について  
県民を振り込め詐欺被害から守る条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

県民を振り込め詐欺被害から守る条例の一部を改正する条例  
県民を振り込め詐欺被害から守る条例（平成21年熊本県条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県民を特殊詐欺被害から守る条例

本則（第2条第1項を除く。）中「振り込め詐欺」を「特殊詐欺」に改める。

第1条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において「特殊詐欺」とは、詐欺（刑法（明治40年法律第45号）第246条の罪をいう。）若しくは電子計算機使用詐欺（同法第246条の2の罪をいう。）に当たる行為のうち、面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により財物を交付させ、若しくは財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの又は面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺いた上で、窃盗（同法第235条の罪をいう。）、強盗（同法第236条の罪をいう。）若しくは恐喝（同法第249条の罪をいう。）に当たる行為をすることをいう。

第2条第2項から第5項までを削り、同条第6項第2号中「エー・ティー・エム」の次に「（現金自動預入払出兼用機をいう。以下同じ。）」を加え、同項第5号中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項を同条第2項とする。

第10条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第15条中「第2条第6項第5号」を「第2条第2項第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

振り込め詐欺等の特殊詐欺の情勢の変化に対応し、その被害の防止に向けた取組を推進するため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。